

上田市立第五中学校いじめ防止基本方針

上田市立第五中学校

1 いじめの定義

「いじめ」は、**集団の中でだれにでも、いつでも起こりうるものであり、生徒がいじめられていると感じたら、それをいじめがあると理解する。**

①一定の人間関係のあるものから、**心理的、物理的な攻撃を受け、**

②**精神的な苦痛を感じているもの**

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた生徒の立場に立って行うものとする。

2 いじめ防止等の対策のための組織

・教務会が「いじめ等対策委員会」のメンバーになる。

校長、教頭、教務主任、該当の担任、学年主任、生徒指導主事、養護教諭、特別支援Co

状況によっては、外部の専門家、関係機関などの参加を求めていく。

・委員会が機能しているか、学校評議員の方々に評価していただく。

3 いじめや人権侵害、気になる行為・言葉とその背景について

最近の生徒の言動の特徴として、相手の気持ちを考えず、自分より弱い立場だと見下した態度で接する中での心ない言葉や行動をとってしまうことがある。その背景として考えられることは、次の通りである。

①人と比較して自分の安定を図ること。

②相手の弱点をチクチク言葉を言って自分の心の安定を図ること。これには、生徒だけでなく教師に対してもある。

③テレビなどメディアを通して知った言葉を、意味も考えずにそのまま使う。

④学級内での教師の対応や姿、家庭での親の対応の中で経験したものを使う。

これらの根底にあるものは、次のような要素である。

①家庭での親や年寄りの価値観の影響。

②教師の価値観が生徒たちの意識の中に反映する(隠れたカリキュラム)。

③家庭の愛情不足等。

特に②については、教師の日々の会話やクラスの生徒たちに対しての態度によって、上下関係をつくり出している場合も考えられる。

学校においては、人権同和教育・道徳教育の中で指導していくとともに、日常生活の中で、一人ひとりの友達を大切にすることを教師として日々実践する必要がある。

- ①誰にも明るいあいさつをこちらから
- ②生徒の名前を「さん くん」をつけて言う。生徒同士もきちんと言う。
- ③教師が授業で一人ひとりの考え方を大事にする。
- ④まちがいを許容する学級集団づくり

以上を継続していく。

4 いじめ未然防止のための取組

(1) いじめを許さない指導

いじめを許さない学校としていくために、生徒の友人関係の基本となる学級経営を大切に考えていく。そのために、以下のような指導支援を行い学級づくりにつとめる。

- ①できる・わかる授業づくり・授業改善
 - ・全職員わかる授業に努め、公開授業を通して、授業規律、教科指導、生徒指導等の観点からお互いに批正し合い、よりよい授業づくりに努める。
 - ・校長、教頭による授業参観と指導助言。
- ②生徒理解を深める。

「よーく観て、よーく聴いて」の基本的な態度で、白紙座席表に生徒の様子を記録し、教科担任同士で情報交換を密に行い、具体的な生徒への支援を行う。
- ③道徳教育の充実
 - ・道徳の授業を週日課に位置づけ、学年会で教材研究を行い、週予定に道徳の題材名を明記し、全学級で取り組む。
- ④人権同和教育・福祉教育の充実
 - 前期人権同和教育旬間（5月）
 - ・校長講話
 - ・ワークショップ「あなたのよいところ」等、各学年の計画による学習
 - ・五中人権宣言から学ぶ
 - ・参観日週間
 - 後期人権同和教育月間（10月～11月）
 - ・校長講話
 - ・特に部落差別について、各学年で扱う。
 - ・参観日週間 公開授業「人権同和教育」 P T A人権同和講演会
- ⑤校内研修
 - 発達障がいへの理解と日々の対応について（個別の指導計画作成）
 - 五中区ブロック人権同和教育研修会 11月
 - 非違行為止研修 毎月1回職員会議で
 - 情報教育に関わるインターネット犯罪への対応修 SNS フェイスブックなど P T A生徒指導講演会

(2) いじめ早期発見・早期対応について

- ①いじめ早期発見アンケートチェックの実施 年2回
・学級の様子 生徒の様子チェックシート

- ②初期対応

原則は、すばやい報告・連絡・相談 対応の「さしすせそ」

さ--最悪の事態を想定して し--慎重に す--素早く せ--誠意を持って そ--組織的に対応する
--

5 いじめが起きたときの取組

- ① 「いじめはどの学校にも、どの教室にも起こり得る」「本人がいじめと感じれば、それはいじめである」「いじめは、人間として絶対に許されない」を、基本認識として全職員が確認する。
- ② いじめ問題の重大性を全職員が認識し、一人で抱え込んだり、事実を隠したりすることなく、学校全体で対応する。**学年会 教務会 職員会議で全職員に情報共有**
- ③ いじめについての訴えや情報等があったときは、直ちに学校長(教頭)に報告し、迅速な情報収集と事実関係の把握に努め、事実を隠蔽することなく、的確な対応をする。
・事実確認 ・当事者への指導 ・保護者への連絡・相談 ・謝罪の会の実施
※授業中の観察・対応 ・休み時間の担任・職員の巡回
- ④ 実態や事実を把握するために、生徒・保護者からの情報をしっかりと受け留めるとともに、養護教諭・スクールカウンセラーなどとの校内外機関との連携に努め、児童生徒の生活や人間関係について、きめ細かくいじめ調査を実施する。(※別紙1「学級の様子チェックシート」別紙2「生徒の様子チェックシート」、等を活用する。)
- ⑤ 学級指導とともに、道徳の授業や特設の人権同和教育の授業で、いじめ・差別に関わる題材で、一人ひとりの問題として考え合う時間をとる。
・人権同和教育月間の初日に、校長(前期)教頭(後期)の講話を行い、その話をもとに、授業で扱う。
- ⑥ いじめられる生徒に対し、心のケアや様々な弾力的措置など、いじめから守り通すための対応を行う。また、いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ⑦ いじめの事実関係を明らかにする中で、いじめを行う生徒に対して法的な視点から、特別な指導計画等によって、毅然とした指導を行う。
- ⑧ いじめの問題の解決のためには、PTA(保護者)や市町村・県教育委員会との連絡を密にするとともに、必要に応じ、教育相談機関、児童相談所、警察等の外部の関係機関との連携協力を行う。
- ⑨ いじめによる自殺予告等への対応については、別紙3「自殺予告への対応について」を参考にする。

6 相談体制を見直す取組

- ① 生徒や保護者の悩みや要望を受け止めるため、相談窓口を生徒・保護者に周知し、相談窓口が十分に機能するようにする。

- ②日常的に生徒の様子を見守り、生徒についての情報交換を行い、報告・連絡・相談・確認を通じて情報を共有する。また、相談支援の必要な生徒に対しては、チームを組んで支援を行ない、悩みの解消が図られるまで継続的に適切な事後対応を行う。
- ③校内での連携はもとより、必要に応じて保護者や外部機関との連携を図り、スクールカウンセラーや市の相談員を組み込んだ教育相談体制を整備する。

校長講話・学校だよりやPTA総会 学年学級PTA等で、児童・保護者に周知する。

上田市:教育相談室 27-0241 (ひとまちげんき健康プラザ内)
学校 教育相談窓口(教頭・校長)-----22-3076
適応指導係(◎小林 市村 新藤 丸山勇 林 新海 青沼 教頭)
生徒指導係(◎岩田 小山 坂巻 新海)
スクールセクハラ窓口 養護教諭:新海(保健室)

- ④事例研究やカウンセリング演習など実践的な内容を持った校内研修を実施し、教職員の相談についての資質と能力を高める。
- ⑤教育相談における生徒等の個人情報の取扱いについては、十分に留意する。

7 命と人権を大切にす取組

- ①命の尊さを学ぶことが全ての教育の前提にあるとの認識に立ち、「いじめ」や「暴力行為」は命や人権を奪う重大な問題であることを、様々な機会を通じて繰り返し指導する。
- ②命は互いの命によって支えられていること、自分の命を大事にすることが互いの命を大事にすることにつながることを、日々の生活の中で実感できるような取組を充実する。
- ③学校教育の根底に人権教育を据え、あらゆる教育活動を通じて人権尊重の精神を涵養するための取り組みを、体系的計画的に行う。
- ④携帯電話・メール・インターネット等による誹謗中傷により、互いの命や人権を損なう状況が増えている現状を踏まえ、本校における実態を把握し、生徒の情報モラルについての意識を高める。

8 教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないように、「いじめ」や「体罰」等を含む事例研究等を通じて研修を深める。

- 9 教職員が率先して命を尊ぶ態度を示し、教職員研修などを通じて人権感覚を磨き、学校や学級全体が命を尊び、人権意識の高い集団として機能するように指導する。

10 チェックリスト 日常的に定期的に実施する

学級の様子チェックシート 月 日 ()

学級担任が日々の学級経営を見直す際のチェックポイントです。

【チェック1 教師の言動】

<input type="checkbox"/>	生徒の言い分に耳を傾けている。
<input type="checkbox"/>	生徒のよさを見つけようとしている。
<input type="checkbox"/>	人に迷惑をかける行為には、毅然とした態度で対応している。
<input type="checkbox"/>	えこひいきや差別をせずに生徒に接している。
<input type="checkbox"/>	むやみに競争意識をあおったり、個人の責任を連帯責任に転嫁することはない。
<input type="checkbox"/>	個人のプライバシーを守っている。
<input type="checkbox"/>	一日に一回は会話をするなど、どの生徒ともかかわりをもっている。

【チェック2 授業時間・学級活動】

	わかりやすい授業、充実感のもてる活動が行われている。
	どの子の発言にも、耳を傾ける雰囲気がある。
	困ったことも話題にし、本音を出して考え合うことができている。
	朝の会、帰りの会の内容が豊かで、いきいきと運営されている。
	リーダーに協力する支援体制ができている。
	係が積極的に活動し、新しい試みを始めようとしている。

【チェック3 日々の生活】

	失敗を許し合える雰囲気がある。
	教室に明るい雰囲気が満ちあふれている。
	学級の小集団が閉鎖的でなく、互いに交流がある。

【チェック4 他の教師・保護者との連携】

	学年会や他の会議で、生徒の様子を情報交換できる場が確保されている。
	日頃から、生徒や学級の様子を気楽に話題にできる雰囲気がある。
	学年や学級の取り組みを保護者に伝え、理解されている。
	日頃から、個々の生徒の様子を保護者と連絡し合う関係が確立されている。

生徒の様子チェックシート 月 日()

いじめの発見には、観察法が最も日常的であり、かつ実践的です。学校生活のいくつかの場面における、観察の際のチェックポイントです。

【チェック1 休み時間】

	教室や図書室でポツンとしている。
	一人廊下や職員室のそばをうろうろしている。
	友だちと過ごしているが、表情が暗い。おどおどした様子で友だちに ついていく。
	今まで一緒だったグループからはずれている。
	教師にまわりついてくる。用がないのに職員室で過ごすこと が多い。
	まわりから悪口を言われても反発しない。
	服が汚れていたり、ボタンが取れたりしている。
	保健室に行く回数が多い。

【チェック2 放課後及び下校時】

	下校が早い。あるいは、その逆にいつまでも学校に残っている。
	玄関や校門付近で、不安そうな顔をしておどおどしている。
	みんなの持ち物を持たされている。
	通常に通学路を通らずに帰宅する。
	靴や持ち物がなくなる。

【チェック3 教室の様子】

	特定の生徒の作品が傷つけられていたり、放り投げられていたりする。
	特定の生徒の机がひっくり返されていたり、ロッカーが荒らされていたりする。
	ゴミの中に、特定の生徒の持ち物が入っている。
	特定の生徒の持ち物が、なくなったり落書きされたりする。

【チェック4 授業時間・学級活動の時間】

	遅刻、早退、欠席が多くなる。
	以前に比べて声が小さかったり、ぼんやりしたりしていることが多い。
	特定の生徒が指名されると、ニヤニヤする生徒たちがいる。クラス全体が落ち着かない。
	テストの成績が急に下がり始める。
	グループ活動のとき、一人だけはずれている。
	係や役割分担を決めるとき、特定の生徒に押しつけられる。
	教師に、理由もなく反抗的な態度を取る。
	特定の生徒だけに、配布物が渡されない。
	特定の生徒の机や持ち物に触れることをいやがる生徒たちがいる。

【チェック5 クラブ・部活動・委員会の時間】

	活動の準備や後片づけを押しつけられる。
	声が小さいとか、足が遅いなどと非難される。
	早退や欠席をしたがる。
	グループ分けで、いつもはみ出している。
	無理に仕事や係を押しつけられる。
	一人で離れて活動する。

【チェック6 清掃時間】

	特定の生徒の机や椅子をふざけながらけったり、ほうきでたたいたりする。
	特定の生徒の机だけが運ばれずに、放置されている。
	他の生徒と一人離れて清掃をしている。
	皆の嫌がる仕事をしている。

【チェック7 給食時間】

	特定の生徒だけには、盛りつけをしない。あるいは、わざと多く盛りつける。
	特定の生徒に、盛りつけてもらうことを拒否する。
	特定の生徒が、いつも準備や後片づけをしている。
	机を寄せて席をつくろうとしない。
	笑顔がなく、黙って食べている。
	配膳のため並ぶとき、特定の生徒の前後だけ大きくはなれている。
	食欲がない。

1 1 自殺予告への対応について

1 自殺を予告する電話や手紙を受け取った時の初期対応について

- (1) 校長を中心に関係教職員による緊急対策会議を行い、予告内容を慎重に分析する。
 - ・生徒の自殺を阻止するためにどうするかを第一に考える。
 - ・P T A、保護者の協力を得ながら必要な措置をとる。要求事項（交換条件等）があつて、それに学校が一定の結論を出す場合は、校長の責任において行う。
 - ・教頭は、事態の発生から解決の段階に至るまで、関係する一切の経過等について詳細な記録をとる。
 - ・校長は、義務関係は市町村教育委員会及び教育事務所に速やかに連絡・報告する。必要に応じて警察等の関係機関に協力を要請する。
- (2) 全教職員が共通認識のもとで取り組む体制を確立する。
 - ・校長は緊急職員会議を開催し、全教職員が情報を共有し、共通認識のもとで対応、指導するとともに、教職員間の連携体制を明確にしておく。
 - ・予告者の人権などに配慮し、教職員の軽率な言動によって情報が漏れることがないようにする。
 - ・担任等が学級指導を通じて一斉に生徒に話をしたり、全家庭に電話連絡をしたりする場合には、メモ等を作成して共通の文言に基づいて行うなど、教職員個人の見解によることのないようにする。
- (3) 予告者を特定しようとする場合は、慎重な配慮のもとに行う。
 - ・予告者を特定するために、生徒からの聞き取りやアンケート調査、家庭訪問等を行う場合は、予告者を追い詰めることにならないよう配慮する。
 - ・全校生徒の状況の把握に努める。特に、欠席していたり、欠席しがちだったりする

生徒、最近様子に変化したと思われる生徒については、家庭訪問や電話等により保護者と連絡を取り、状況把握を確実に行う。

2 事前・事後における対応について

- (1) 生徒一人一人に対する理解を深め、全教職員が一体となり、カウンセリング・マインドを持って生徒指導に取り組む。
- (2) 全校集会や学級指導において、自殺予告等の問題を取り上げ、命の尊さと、こうした手段では本質的な問題解決にならないことを指導するとともに、生徒の悩みや要望を積極的に受け止めることができる相談体制を確立する。
- (3) 生徒一人一人の健全な成長のためには、学校と家庭が課題を共有し、PTA集会や地区懇談会、家庭訪問等を一層充実させる。

3 関係機関との対応について

- (1) 報道機関等への対応は校長が行い、混乱、誤認を招かぬよう、十分留意する。報道機関等による取材や生徒の接触等についても、生徒の人権や個人情報を守るために、必要な事項を予め教職員・生徒に周知徹底しておく。
- (2) 警察との情報連携にあたっては、教職員の意識統一を図るとともに、生徒に対しても、事前にその措置をとる趣旨を十分に説明し、混乱を招かないよう配慮する。

いじめている側のサインチェックシート

次のような言動、行動が見られるときは、いじめが潜んでいる可能性があります。いじめている側に気づいたら、生徒たちの中に積極的に教師が入り、コミュニケーションを増やし、状況把握をすることが早期の解決に結びつきます。

サ イ ン	チェッ ク	あてはまる生 徒名
教室や廊下、階段で仲間同士集まり、ひそひそ話をしている。		
ある生徒だけ、周りの子たちが以上に気を使っている。		
友達の発言に対して、他の友達と顔を合わせて、距離をとったり、笑ったり、さげすんだように反応している。		
特定の生徒の発言に、周りの子たちが迎合する。		
仲間だけにわかるようなサインや隠語をつかっている。		
教師が近づくと、急に仲の良い振りをする。		
教師が近づくと、グループの生徒が不自然に分散する。		
自己中心的な言動が目立ち、ボス的な存在の子がいる。		
教師によって態度を変える。		
教師から誤解されている（悪者扱いされている）と思い込んで、すぐむきになったり、行動、動作が乱暴になったりする。		
友達からの声がけを意図的に無視している。		
友達との会話の中に差別意識が見られることがある。		
金品や物の貸し借りを頻繁に行っている。		

いじめ早期発見 家庭用チェックリスト

いじめの対応で大切な事は、いじめの兆候に早く気づき、早期発見、早期対応を図ることが最大のポイントです。そして、毎日の生徒たちの生活の様子を学校では、担任教師や他の教職員が観察し、ご家庭では保護者の皆様に生徒の様子を見ていただき、生徒の発する「小さなサイン(言葉・表情・しぐさ・行動等)」を見逃さず、発見することが大切です。家庭用のいじめ発見チェックリストをつくりましたので、活用をお願いします。もし、何か心配な兆候がございましたら、担任(学校)に至急連絡下さい。学校の教育相談窓口は、担当を分担してあります。

上田市:教育相談所 27-0241(ひとまちげんき健康プラザ内)
学校 教育相談窓口(教頭・校長)-----22-3076
適応指導係(◎宮本 古村 小林由 溝口 教頭)
生徒指導係(◎細田 宮下勝 佐々木 古村)
スクールセクハラ窓口 養護教諭:古村(保健室)

【態度やしぐさ】

1	家族との会話が減ったり、学校的话题を意図的に避けるようになる。	
2	感情の起伏が激しくなり、ささいな事で怒ったり、動物や物等に八つ当たりする。	
3	電話(メール)が鳴るとおびえたりする様子が見られる。	
4	部屋に閉じこもり、考えごとをしたり、家族とも食事をしたがらなかったりする。	
5	朝、なかなか起きてこない。	
6	帰りが遅くなったり、理由を言わず外出をしたりする。	
7	用事もないのに、朝早く家を出る。	

【服装・身体・体調】

1	理由のはっきりしない服装の汚れや破れが見られることがある。	
2	理由のはっきりしない「すり傷」や「打撲」のあとがあったりする。	
3	自分のものではない衣服(制服:中学)を着ている。	
4	学校に行きたくないと言い出したり、登校時間が近づくと腹痛等身体の具合が悪くなったりする。	
5	食欲不振、不眠を訴える。	

【学習】

1	学習時間が減ったり、宿題や課題をしなくなったりする。	
2	成績が低下する。	

【持ち物・金品】

1	家庭から品物、お金がなくなる。あるいは、用途がはっきりしないお金をほしがる。	
2	持ち物(学用品や所持品)がなくなったり、壊されたり、落書きがあったりする。	

【交友関係】

1	友達や学級の不平・不満を口にするが多くなった。	
2	友達からの電話に出たがらなかったり、遊びの誘いを断ったりする。	
3	仲の良かった友達との交流が極端に減った。	
4	口数が少なくなり、学校や友達のことを話さなくなる。	
5	無言等の不審な電話、発信者の特定できない手紙(電子メール等)がある。	
6	急に友達が変わる。	